

令和 7 年度設計業務等標準積算基準書（公表用）

岩手県県土整備部で適用する設計業務等標準積算基準書は、国土交通省の設計業務等標準積算基準書に準じ改定し適用しています。

国土交通省の設計業務等標準積算基準書については、国土交通省大臣官房技術調査課監修により「令和 7 年度版 設計業務等標準積算基準書、同（参考資料）（以下「国版」という。）」が以下のとおり発刊・市販されていることから、岩手県が独自に制定している部分について、国版を補足するものとして公表します。

なお、国版には、橋梁点検業務の標準歩掛が制定されていますが、岩手県県土整備部においては、岩手県道路橋定期点検要領に基づく点検を実施していることから、従前どおり、「橋梁点検業務委託積算要領」を適用します。

- (1) 令和 7 年度版設計業務等標準積算基準書、同（参考資料）

※定価 5,170 円（税込み）

発行元 一般財団法人 経済調査会

- (2) 橋梁点検業務委託積算要領

掲載先 県土整備部道路環境課ホームページ

位置：トップページ > 県土づくり > 道路 > 道路の環境改善、維持管理 > 積算基準等

> 岩手県橋梁点検業務委託積算要領

> 橋梁点検業務委託積算要領の改定(令和 6 年 3 月 1 日以降適用)

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/douro/ijikanri/1009687/1009684/1072322.html>

岩手県独自版 目次

① 適用範囲	2
② 旅費交通費	2
③ 冬期歩掛補正基準（労務補正）	3
④ 端数調整方法（平均価格を採用した場合）	3
⑤ 紙成果品の費用	4

① 適用範囲

本設計業務等標準積算基準書(公表用)(以下、「公表用」という)は、岩手県県土整備部所管の建設関連業務を委託に付する場合の委託費の積算に適用する。

委託費の積算にあたっては、公表用によるほか、「設計業務等標準積算基準書 同(参考資料) 令和7年度版(国土交通省大臣官房技術調査課監修、一般財団法人 経済調査会発行)(以下、「国土交通省版」という)」によるものとし、令和7年10月1日以降入札公告に付する設計書から適用する。

ただし、積算基準書によることが著しく不適當または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

② 旅費交通費

旅費交通費は、積算基準書に基づき積算するものとするが、宿泊、滞在を伴う業務の場合、「国家公務員等の旅費支給規定」と「一般職の職員等の旅費に関する条例(以下、「県旅費条例」という。)」で旅費の種類が異なるため、以下のとおり取扱うこととする。

- (1) 積算基準書(参考資料)第1章総則1-3-2-(2)のうち、「1) 宿泊費」と「2) 宿泊手当」については、それぞれ県旅費条例の「宿泊料」と「日当」に読み替えることとする。
- (2) 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上するものとし、計上する日当については、2分の1日当を原則とする。
- (3) 県旅費条例の宿泊料及び日当は次のとおりとする。

職 種	宿泊料	日 当
主任技術者、理事・技師長、主任技師	11,800円 (10,727円)	1,700円 (1,545円) <i>850円</i> <i>(772円)</i>
技師(A)、技師(B)、技師(C)、 測量主任技師、測量技師、操縦士、整備士、撮影士 測量船操縦士、地質調査技師	9,800円 (8,909円)	1,500円 (1,363円) <i>750円</i> <i>(681円)</i>
技術員 測量技師補、測量助手、測量補助員、撮影助手 主任地質調査員、地質調査員	7,800円 (7,090円)	1,100円 (1,000円) <i>550円</i> <i>(500円)</i>

※ 斜体文字は、2分の1日当の金額を記載している。

※ () は、税抜き金額を記載している。

③ 冬期歩掛補正基準（労務補正）

積雪寒冷地における冬期屋外作業について、降雪、低温に伴う作業の採暖時間の増加、昼間時間の減少等による実作業時間の短縮に対して、冬期屋外作業の歩掛補正を行うものである。

- (1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に業務着手日となる業務で12月1日から3月31日までの期間が、全工期の2分の1を越える測量及び地盤調査業務委託について補正の対象とする。
- (2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する作業員を対象に行うものとする。
- (3) 歩掛の補正は、岩手県全域に対して期間別に次表の割増率を行うものとする。

工期末 工期始	冬期補正率（％）			
	12月	1月	2月	3月
11月	0	2	2	2
12月	2	3	3	2
1月		4	4	2
2月			3	2
3月				0

- (4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、当初補正率により補正することが著しく不適当な場合については、本庁担当課と協議のうえ処理するものとする。
 なお、対象業務を繰り越した場合の歩掛補正については、3月31日迄の出来高分に対して補正するものとし、施工期間が3月31日を越える出来高分については、歩掛補正の対象としないものとする。
- (5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計直接人件費・賃金を算出し、積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計直接人件費・賃金} = \text{基本設計直接人件費・賃金} \times (1 + \text{冬期補正率})$$
 ※補正労務単価は端数処理を行わず、1円未満は切り捨てる。
- (6) 冬期屋外業務委託の歩掛補正については、発注前に繰り越し手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す業務委託には適用しないものとする。
- (7) 歩掛補正部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費（機械経費、通信運搬費等、材料費等）の対象としない。

④ 端数調整方法（平均価格を採用した場合）

- (1) 物価資料または見積りによる場合で、平均価格を採用する場合の端数調整方法は、次のとおりとする。
 価格により切り捨てするものとする。
 - ・ 価格 < 1,000 円 → 円単位
 - ・ 1,000 円 ≤ 価格 < 10,000 円 → 10 円単位
 - ・ 10,000 円 ≤ 価格 → 100 円単位

⑤ 紙成果品の費用

(1) 積算基準書第1編測量業務第2編地質調査及び第3編設計業務の紙成果品費用については、次の通りとする。

- 1) 測量業務における紙成果品1部の費用は、直接測量費の0.6%に相当する額とする。
- 2) 地質調査業務及び設計業務における紙成果品1部の費用は、設計業務等標準積算基準書の「電子成果品作成費」算定式の18%に相当する額とする。

(2) 測量業務における紙成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

$$\text{紙成果品作成費} = 0.006C \times F$$

ただし、C：直接測量費（円）（直接測量費の対象額は電子成果品作成費及び安全費を除く）

F：印刷製本部数（冊）（3部まで）

上限：全部数の合計額を30千円とする。

(注) 1. 算出された紙成果品作成費は、千円未満を切り捨てるものとする。

2. 測量業務における電子成果品作製費は、設計業務等標準積算基準書に記載のとおり直接人件費を用いた算定式となっているため留意すること。

(3) 地質調査業務及び設計業務における電子成果品（紙成果品1部を含む）の作成費用は、紙成果品1部の費用が、設計業務等標準積算基準書の「電子成果品作成費」算定式において算出された費用の18%に相当する額であることから、次の計算式により算出するものとする。

1) 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{電子成果品作成費(紙成果品1部を含む)} = 6.9C^{0.45} \times 1,000 \times 1.18$$

ただし、C：直接人件費（千円）

上限：700×1,000×1.18

下限：20×1,000×1.18

2) その他の設計業務（①以外）

$$\text{電子成果品作成費(紙成果品1部を含む)} = 5.1C^{0.38} \times 1,000 \times 1.18$$

ただし、C：直接人件費（千円）

上限：250×1,000×1.18

下限：20×1,000×1.18

3) 地質調査業務

電子成果品作成費(紙成果品1部を含む)

$$= 4.7 \times X^{0.38} \times 1.18$$

ただし、X：直接調査費（千円）（電子成果品作成費を除く）

上限：260,000×1.18

4) 弾性波探査業務

電子成果品作成費(紙成果品1部を含む)

$$= (0.0215 \times \text{直接調査費(電子成果品作成費を除く)} + 45,451) \times 1.18$$

5) 軟弱地盤解析業務

電子成果品作成費(紙成果品1部を含む)

$$= \text{直接人件費} \times 0.04 \times 1.18$$

上限：400×1,000×1.18

(注) 1. 1)、2)、3)の電子成果品作成費(紙成果品1部を含む)の算出にあたっては、直接人件費または直接調査費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費は、千円未満を切り捨てるものとする。